岐阜大学機関リポジトリ
Gifu University Institutional Repository

柿農業の経営経済的性格に関する研究：都市化と兼業化にゆれる岐阜県本巣郡糸貫町の事例

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2022-06-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 有本, 信昭 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12099/5659

岐阜大農研報（53）：259—273，1988.

柿農業の経営経済的性格に関する研究

——都市化と兼業化にゆれる岐阜県本巣郡糸貫町の事例——

有　本　信　昭

生産流通管理学講座

（1988年8月1日受理）

Economic Characteristics of the Persimmon Fruit Farm

——A Case of Itonuki-cho, Gifu Pref., Japan——

Nobuaki ARIMOTO

Department of Production and Distribution Management

(Received August 1, 1988)

SUMMARY

Some important characteristics of a persimmon fruit farm are elucidated.

The original data used in this study were provided by a 1988 survey undertaken in Gunbu hamlet, which cinsists of 37 farms located in Itonuki-cho, one of the famous persimmon production areas, in Gifu Pref., Japan.

Some findings are as follows;

1. Thirty-seven farm management approaches could be classified into three types as follows, according to the working conditions of a male farmer and his income.

First type: Farms with one or two male full-time workers, and no off-farm income.

Second type: Farms with one or two male workers, who are mainly engaged in orchard work, but have some off-farm income.

Third type: Farms with female full-time workers, but operator's husband and their sons are mainly engaged in off-farm work.

2. A quite different tendency concerning the present conditions and further intentions of persimmon production are obserbed among these farm types.

Res. Bull. Fac. Agr. Gifu Univ. (53) : 259—273, 1988.

要　　約

岐阜県西濃柿生産を代表する糸貫町郡府集落の柿作経営は，次の3つに区分される。

第Ⅰ類型……柿専作および柿＋αの複合経営であり，将来とも農業専業を志向している。そのためには，経営規模の拡大や新規作目の導入が不可欠である。しかし，前者については個別経営の努力に専ら委ねられており，後者についても「いい物がない」のが現状である。

第Ⅱ類型……次の類型に比べ若い経営主等が農業に専従または準専従し，婦人がこれを日常的にサポートしている。農業所得額で第Ⅰ類型に匹敵する経営もあるが，世帯主の高齢化や兼業従事の度合の増大によって急速に階層分解することが，確実に予想される。

第III類型……高齢者・婦人中心の農業経営である。将来志向は「現状維持」が多数をしめるが，第II類型以上に急速な農地の貸付け，経営や農作業の委託が生じる類型である。経営耕地規模で 4 —148 a まで広く分散しており，その最上層は第II類型に匹敵または凌駕する経営内容となっている。すなわち農家経営にしめる柿の位置付けから，柿作規模40—50 a を境に 2 つの層に区分できる。すなわち上層は第II類型に近く，下層は自給経営に近い。

以上の類型区分をふまえ，各類型の特徴に合わせたきめの細かい「農家対策・構造政策」の具体化が今後の課題である。

緒　　言

「岐阜の特産物といえば富有柿，富有柿といえば岐阜県」[注1]といわれるほど柿は岐阜県を代表するものである。ところがここ数年，「岐阜の柿」は 2 級以下の評価を受けるに至っているという[注2]。それは，次の理由による。

1 つは，競合産地(福岡県，和歌山県，奈良県)，とくに福岡県は徹底した選果[注3]により京浜市場で銘柄を確立している。

2 つは，都市化と兼業化の進んだ岐阜県では，生産農家レベルでの短期間・早期出荷[注4]と休日明け出荷(休日収穫）の強まりによって，着色不良[注5]や出荷の不連続性をもたらし，市場評価を低めている[注6]。

これに対し，産地（生産者，農協，行政）ではすでに数年前から「改善対策」[注7]を講じている。すなわち「大きくて」「赤く」「うまい」柿づくり運動である。とくに果色（赤さ）は市場評価回復の最大の要因と重視されている。具体的には，窒素肥料の減肥（現行26→15—19kg，10 a あたり），間・縮伐（同じく60→30—40本），摘蕾（同じく 1 万2,000→8,000個）の 3 本柱の技術対策である。問題は，都市化・兼業化にゆれる農家経営が，これにどこまでついてこれるか，「改善対策」がどれだけこれら兼業農家の実態をふまえて立てられているか，である。

本研究では，「改善対策」の前提たる柿作農業の経営経済構造を，県下随一の優良産地である本巣郡糸貫町郡府集落を事例として明らかにした。郡府集落は，糸貫町中央部よりやや東側にある。この集落は，松尾松太郎(明治末期より水田柿作を開始した富有柿振興の功労者)を生み出した集落であり，戦前から「屋敷柿→河川敷柿→水田柿」[注8]と柿が商業的農業として先駆的に展開した集落である。戦後もいち早く，水田柿作に適合した「糸貫町方式」[注9]の土地改良事業を実施するなど，糸貫町を代表する柿集落である。ということは，岐阜県の柿作先進地帯ということである。

注 1 ）昭和62年10月，県議会での堀農政部長の答弁。

注 2 ）「岐阜県富有柿は完全に二級品」（昭和62年10月，県議会での山田桂県会議員の質問）や「東京市場からは 2 流産地と酷評されるに至っている」（本巣農業改良普及所資料，1986年）といわれている。

注 3 ）厳選主義の共販方式のもとで，農家間の矛盾の激化（品質格差），共販離れさらには多元的流通（産直，地場市場重視等)の必要性が新興産地，福岡県でも指摘されている。詳しくは，梅木利巳：'果樹産地農協における農協共販の変容と再編成の方向'，九州大学農学部農産物市場研究会“農産物流通の展開と農協の課題”：1988.

注 4 ）柿の市場価格は，市場出荷の時期が早いほど高く，また共販の代金精算がこの時期には「日々プール」であることが影響している。

注 5 ）「色のみを指標としても味の推定の程度は低い」ことが明らかにされている。秋元浩一・伊藤扶美子：アンケート調査による消費者の果実，とくにカキに対する購買行動の分析，岐大農研報（42）：1979.

注 6 ）この他，岐阜県産の弱点は，「西村早生」（ 9 月）と「富有」（11月）の間に出荷される「伊豆」「松本早生」の出荷量の小ささと品質問題〔色ムラ，脱渋等）が指摘されている。(「岐阜柿の銘柄向上対策について」岐阜県農業技術課資料，1986年)。

注 7 ）その内容は，技術対策（着色向上，うすずみ果対策，新技術開発，新肥料開発），流通対策（特選品の仕分け出荷，消費宣伝），生産者の取り組み（啓蒙推進，展示圃設置）であり，さらにカラーチャート方式による色重視の選果，特選品（「いちい」の園），販売代金の「日々精算」から「一定期間プール」等々が提起されている（「岐阜柿の銘柄向上対策について」岐阜県農政部農業技術課資料)。

注 8 ）杉山道雄：'岐阜県本巣郡糸貫町の農業' 杉山・柳田・有本“都市近郊農業の存立条件”：東海農政局，

1981.

注9）「画一的な農林省方式で行ったのでは柿園とならないとして，排水を良くするために排水路を倍加し，作業の便ならしめるため，農道も倍増した」（注7，37）方式である。

調　査　方　法

この目的を実現するため，実態調査を実施した。

実態調査は，アンケート調査と聞きとり調査を併用し，昭和63年3月上旬に集落全戸（37戸）に対して実施した。長期不在等のため，3戸からは聞きとりができなかったが，集落役員等からの聞きとりで一部を補った。

結　　果

1　農家構成・農家類型

(1)　専・兼業区分

郡府集落の農家総数は，37戸である。まずこれを専・兼業別に区分すると，表1のとおりである。専業農家7戸(18.9%)，第1種兼業農家6戸（16.2%），第2種兼業農家24戸（64.9%）に区分される。ちなみに糸貫町全体では，専・兼業農家割合はそれぞれ9.4%，18.8%，71.8%である（1985年農林センサス）。

(2)　経営類型区分——柿作規模と就業構造

周知のように，センサス規定の専・兼業区分では，本格的な農業経営が農外で働く子弟の存在によって兼業と規定されるなど，問題も多い。そこで1つには，男子農業専従者のいない老人専業経営を第2種兼業農家扱いとし，2つには第2種兼業農家の中から世帯主または後継者が農業に専従するか準専従（一部日稼ぎやパートに従事）の経営を第1種兼業農家扱いとしたものが，表2である。すなわち，第Ⅰ類型——本格的・本来的な専業経営，第Ⅱ類型——第Ⅰ類型に準ずる経営，第Ⅲ類型——経営主が恒常的に兼業従事の経営等の3つに区分し，以後の分析を行った。なお，以下「第Ⅰ類型」は「Ⅰ」等と略す。

2　農業経営の現状——アンケート調査より——(表3参照)

〔問1〕　農業労働……ⅡとⅢ，とくにⅢでは高齢者・婦人が主として農業に従事している。

〔問2〕　農業を主とする者の年齢……ⅡとⅢ，とくにⅢでは60歳代，70歳代が目立っている。

〔問3〕　年間の農業所得……Ⅲでは圧倒的に100万円未満が多いが，ⅡではⅠに匹敵するものも多い。

〔問4〕　農家所得にしめる農業所得の割合……Ⅱでは，ⅠとⅢの中間性が如実に示されている。

〔問7〕　農業経営の現状……「柿」が圧倒的に多いが，Ⅰでは「米＋施設野菜」の農業展開が，Ⅲでは自給的な「米＋柿」が目立っている。

〔問8〕　販売高50万円以上の作目……Ⅲでは「なかった」

表1　農家構成（専・兼業別区分）

（単位：a）

農家番号	経営類型 専兼別	経営類型 就業類型(a)	経営規模 柿	水田	その他
1	専	二世代	400		養豚
2	専	二世代	213		
3	専	二世代	147		いちご
4	専	二世代	99	9	いちご8
5	専	一世代	89		不明
6	専	老人専	40		
7	専	老人専	35		
8	Ⅰ	三世代	140		
9	Ⅰ	二世代	132		
10	Ⅰ	三世代	123		いちご
11	Ⅰ	一世代	100		
12	Ⅰ	一世代	88		いちご
13	Ⅰ	一世代	73	15	
14	Ⅱ	二世代	140		
15	Ⅱ	二世代	120		
16	Ⅱ	一世代	110		
17	Ⅱ	二世代	105		
18	Ⅱ	二世代	104	44	不明
19	Ⅱ	二世代	100		
20	Ⅱ	二世代	100	24	
21	Ⅱ	三世代	90	13	キュウリ
22	Ⅱ	二世代	90	43	
23	Ⅱ	二世代	88	14	
24	Ⅱ	二世代	80		
25	Ⅱ	二世代	80		
26	Ⅱ	二世代	73		
27	Ⅱ	二世代	54		
28	Ⅱ	二世代	40	7	
29	Ⅱ	二世代	40		
30	Ⅱ	一世代	36		
31	Ⅱ	二世代	35	24	
32	Ⅱ	二世代	30		
33	Ⅱ	一世代	30		
34	Ⅱ	一世代	25		
35	Ⅱ	二世代	24		
36	Ⅱ	一世代	7	23	
37	Ⅱ	一世代	4	2	

注）　聞きとり調査結果より作成，以下同じ。

表2　農家経営類型　　（単位：a，人，歳）

農家番号	経営類型		経営規模			家族就業者総数		就業形態（年齢及び就業先）									
	専兼別	就業類型(a)	柿	水田	その他			世帯主		妻		後継者		嫁		父	母
1	専	二世代	400		養豚	4	4	62	農業	56	農業	35	農業	34	農業	-	-
2	専	二世代	213			6	4	41	農業	38	農業	16		-		77	農 68 農
3	専	一世代	147		いちご	5	2	44	農業	40	農業	18		-		-	-
4	専	二世代	99	9	いちご8	6	4	67	農業	62	農業	33	農業	29	農業	-	-
5	専	一世代	89		不明	6	3	45	農業	40	農業	18		-		-	73 農
8	I	三世代	140			6	6	50	農業	47	農業	27	会社員	-		76	農 70 農
14	II	二世代	140			7	4	60	パート・農	58	農業	39	Sガス	40	農業	-	-
9	I	二世代	132			4	3	43	農業・日	-		13		-		74	農 65 農
10	I	三世代	123		いちご	7	6	56	農業	52	農業	31	県公務員	28	農業	85	農 75 農
15	II	二世代	120			7	5	61	農業	59	農業	36	県公務員	36	町保育園	-	81
17	II	二世代	105			6	4	59	農業	60	農業	39	県公務員	38	市公務員	-	-
11	I	一世代	100			5	2	65	無職	-		37	農業・日	36	ガラス店	-	-
20	II	二世代	100	24		4	4	49	農業・日	46	農業	24	精密機械	-		-	-
21	II	三世代	90	13	キュウリ	6	4	52	町役場	43	農業	21	農業	-		76	農 71 農
12	I	一世代	88		いちご	6	3	46	農業・日	42	農業	16		-		-	71 農
13	I	一世代	73	15		4	2	43	農業・日	37	農業						
16	II	一世代	110			5	3	45	セメント	39	自営・店	15		-		-	67 農
18	II	二世代	104	44	不明	6	4	76	農業	54	農業	44	JR東海	41	農業	-	-
19	II	二世代	100			7	4	62	町役場	60	農業	36	教員・高	29	無職	-	-
22	II	二世代	90	43		6	5	52	会社員	52	農業	23	会社員	-		76	無 -
23	II	二世代	88	14		7	3	67	農業	62	農業	38	県公務員	37	無職	-	83 無
24	II	二世代	80			6	4	64	農業	58	農業	35	I硝子	33	教員・高	-	-
25	II	二世代	80			6	3	47	Kバルブ	48	農業	13		-		-	72 農
26	II	二世代	73			4	4	56	町公務員	51	農業	23	会社員	-		-	85 無
27	II	二世代	54			6	4	61	農業	58	農業	40	会社役員	36	町・臨時	-	-
28	II	二世代	40	7		6	4	65	農業	63	農業	36	経済連	29	農業	-	87 無
29	II	二世代	40			6	4	60	建設会社	59	農業	38	町役場	34	信用金庫	-	-
6	専	老人専	40			2	2	69	農業	62	農業	-		-		-	-
30	II	一世代	36			4	1	42	教員・高	44	農業	14		-		-	-
31	II	二世代	35	24		6	4	71	農業	66	農業	37	自営鉄工	35	パート	-	-
7	専	老人専	35			2	2	61	農業	58	農業	-		-		-	-
32	II	二世代	30			5	4	46	自営配管	45	スーパー	-		13		73	農 69 農
33	II	一世代	30			5	2	89	無職	82	無職	50	教員	45	教員	-	-
34	II	一世代	25			4	2	43	S電気	40	農業	16		-		-	-
35	II	二世代	24			5	3	42	建設設計	39	農業	9		-		68	農 -
36	II	一世代	7	23		5	2	48	土建会社	42	農業	14		-		-	68 無
37	II	一世代	4	2		4	2	55	教員・寺	48	塾経営	21	不明	-		-	82 無

表3　アンケート調査の集計結果　（単位：%）

＜農業労働力と農業所得＞	I	II	III	平均
問1　農業労働力				
①　家族全員	80.0	27.3	23.8	32.4
②　世帯主または生計の主たるもの	-	45.5	28.6	29.7
③　老人	-	18.2	14.3	13.5
④　婦人	-	9.1	19.0	13.5
⑤　営農組合にまかせてある	-	-	-	-
⑥　農地は貸してある	-	-	-	-
⑦　その他	-	-	4.8	2.7
⑧　不明	20.0	-	9.5	8.1
問2　農業を主にしているものの年齢				
①　20歳代	-	-	-	-
②　30歳代	20.0	9.1	9.5	13.5
③　40歳代	20.0	63.6	28.6	40.5
④　50歳代	-	9.1	9.5	8.1
⑤　60歳代	-	18.2	38.1	27.0
⑥　70歳代	-	-	4.8	2.7
⑦　不明	10.0	-	9.5	8.1
問3　年間の農業所得				
①　50万円未満	-	-	23.8	13.5
②　50～99万円	-	-	19.0	10.8
③　100～199万円	20.0	9.1	28.6	21.6
④　200～299万円	20.0	63.6	9.5	27.0
⑤　300～499万円	20.0	27.3	9.5	16.2
⑥　500～699万円	-	-	-	-
⑦　700～999万円	-	-	-	-
⑧　1000万円以上	20.0	-	-	2.7
⑨　不明	20.0	-	9.5	8.1
問4　農家所得に占める農業所得の割合				
①　1割未満	-	-	23.8	13.5
②　1～3割未満	-	-	33.3	18.9
③　3～5割未満	-	9.1	23.8	16.2
④　5～7割未満	-	18.2	-	5.4
⑤　7～9割未満	-	27.3	-	8.1
⑥　9割以上	80.0	45.5	9.5	29.7
⑦　不明	20.2	-	9.5	8.1
問5　将来（10年後）誰が農業を担当するか				
①　家族全員	60.0	18.2	23.8	27.0
②　世帯主または生計の主たるもの	20.0	27.3	14.3	18.9
③　老人	-	27.3	28.6	24.3
④　婦人	-	9.1	9.5	8.1
⑤　営農組合に委せる	-	-	-	-

表 3（つづき）

⑥ ほとんど貸す	-	9.1	-	2.7
⑦ その他	-	9.1	9.5	8.1
⑧ 不明	20.0	-	14.3	10.8
問6　将来（10年後）の農業所得目標				
① 100万円未満	-	-	28.6	16.2
② 100～299万円	-	9.1	33.3	21.6
③ 300～499万円	40.0	36.4	14.3	24.3
④ 500～699万円	20.0	36.4	4.8	16.2
⑤ 700～999万円	-	9.1	-	2.7
⑥ 1000～1499万円	-	-	-	-
⑦ 1500～1999万円	-	-	-	-
⑧ 2000万円以上	20.0	-	-	2.7
⑨ その他	-	9.1	4.8	5.4
⑩ 不明	20.0	-	14.3	10.8
＜農業経営の現状と今後の方針＞				
問7　農業経営の現状（類型化）				
① 米	-	-	-	-
③ 施設野菜	-	-	-	-
④ 柿	60.0	90.9	66.7	73.0
⑥ 米＋施設野菜	20.0	-	-	2.7
⑦ 米＋柿	-	-	23.8	13.5
⑧ その他	-	9.1	-	2.7
⑨ 不明	20.0	-	9.5	8.1
問8　販売額50万円以上の作目				
① あった	80.0	100.0	57.1	73.0
② なかった	-	-	33.3	18.9
③ 不明	20.0	-	9.5	8.1
問8－2　ある場合，その作目は，				
① 米	-	-	-	-
② 柿	100.0	100.0	100.0	100.0
③ 施設いちご	50.0	18.2	-	14.8
④ ささげ	25.0	-	-	3.7
⑤ その他	-	9.1	-	3.7
問9　今後5年間に，拡大したい作目				
① ある	60.0	27.3	-	16.2
② ない	20.0	72.6	90.5	75.7
③ 不明	20.0	-	9.5	8.1
問9－2　ある場合，その作目は，				
① 米	-	-	-	-
② 大豆	-	-	-	-
③ 柿	60.0	27.3	-	16.2
④ 無回答	40.0	72.7	100.0	83.7

表３（つづき）

問10　将来の農業志向				
①　ほぼ現状の規模を維持する	20.0	81.8	81.0	73.0
②　規模を縮小する	-	9.1	4.8	5.4
③　規模改善等で農業所得を改善する	60.0	-	-	8.1
④　農業はやめる	-	9.1	4.8	5.4
⑤　不明	20.0	-	9.5	8.1
問10－１　農業所得を増やす方法（③の場合，２つまで）				
①　農地を買い，拡大する	-	-	-	-
②　農地を借りて拡大する	100.0	-	-	100.0
③　作目を検討し改善を図る	-	-	-	-
④　その他	-	-	-	-
問10－２　農業所得増大の障害（③の場合，２つまで）				
①　資金不足	33.3	-	-	33.3
②　労働力不足	33.3	-	-	33.3
③　機械・施設の拡充が困難	-	-	-	-
④　つくる作目がない	-	-	-	-
⑤　農地が簡単に借りたり購入できない	33.3	-	-	33.3
⑥　その他	66.6	-	-	66.6
問10－３（②，④の場合）その理由は，（２つまで）				
①　農業が好きでないから	-	-	-	-
②　農業では生計がたてられないから	-	-	50.0	25.0
③　農政がハッキリしなくて先行きに希望がない	-	50.0	-	25.0
④　年齢的に農作業ができないから	-	100.0	50.0	75.0
⑤　会社勤めと両立できないから	-	-	-	-
⑥　農作業がきびしいから	-	-	-	-
⑦　農業機械の投資が大きいから	-	-	-	-
⑧　農業以外の仕事の方が所得が多いから	-	-	50.0	25.0
問11　所有する農業機械				
①　軽トラック	80.0	90.9	66.7	75.7
②　田植機	20.0	9.1	4.8	8.1
③　トラクター	60.0	9.1	9.5	16.2
④　コンバイン	-	-	-	2.7
⑤　ＳＳ	60.0	72.7	9.5	35.1
⑥　動力噴霧器	80.0	72.7	71.4	73.0
⑦　その他	20.0	-	-	2.7
⑧　不明	20.0	-	9.5	8.1
問12　郡府営農組合，ＳＳ組合への作業委託				
①　水田の土改剤散布	-	-	4.8	2.7
②　水田の耕起	-	18.2	9.5	10.8
③　代かき	-	18.2	9.5	10.8
④　田植え	-	27.3	14.3	16.2
⑤　水稲の防除	-	-	9.5	5.4
⑥　刈り取り	-	18.2	9.5	10.8

表3（つづき）

⑦ 柿の防除	40.0	27.3	52.4	43.2
⑧ いちごの防除	-	9.1	-	2.7
⑨ 委託していない	20.0	36.4	28.6	29.7
	40.0	18.2	14.3	18.9
問12－2 今後は委託しますか（⑨の場合）				
① 委託する	-	-	-	-
② 委託しない	100.0	75.0	100.0	90.9
③ 作業の一部でも委託したい	-	25.0	-	9.1
④ 不明	-	-	-	-
問13 経営耕地規模				
① 30 a 未満	-	-	23.8	13.5
② 30～49 a	-	-	14.3	8.1
③ 50～69 a	-	-	14.3	8.1
④ 70～89 a	-	-	14.3	8.1
⑤ 90～109 a	-	45.5	19.0	24.3
⑥ 110～149 a	40.0	54.5	4.8	24.3
⑦ 150～199 a	-	-	-	-
⑧ 200 a 以上	40.0	-	-	5.4
⑨ 不明	20.0	-	9.5	8.1
問14 農地の貸し付け				
① ある	20.0	-	42.9	27.0
② ない	60.0	90.9	47.6	62.2
③ 不明	20.0	9.1	9.5	10.8
問14－2 貸付の理由（①の場合，2つまで）				
① 信頼できる人だから	-	-	22.2	20.0
② 地代をたくさん出す	-	-	-	-
③ 農地が隣接している	-	-	11.1	10.0
④ 相手が是非にと頼んできた	-	-	11.1	10.0
⑤ いつでも返してくれる人だから	-	-	11.1	10.0
⑥ 親戚だから	-	-	-	-
⑦ 役場の斡旋だから	-	-	-	-
⑧ その他	100.0	-	66.7	70.0
問15 農地所有の意味				
① 先祖から受け継ぎ，子孫に引き継ぐ	20.0	72.7	66.7	62.2
② 農業生産に重要で，有効に使う	60.0	18.2	14.3	21.6
③ 良い利用の仕方があれば，売るか転用する	-	9.1	4.8	5.4
④ その他	-	-	4.8	2.7
⑤ 不明	20.0	-	9.5	8.1
問16 農用地利用増進事業，農地銀行について聞いたことがありますか				
① ある	80.0	81.8	33.3	54.1
② ない	-	9.1	57.1	35.1
③ 不明	20.0	9.1	9.5	10.8

表3（つづき）

問17　将来の農地貸付の考えは,				
①　全然貸すつもりはない	60.0	63.6	47.6	54.1
②　貸したい	-	-	-	-
③　老齢になったら耕作できる以外は貸したい	-	27.3	19.0	18.9
④　地代が高ければ貸したい	-	-	-	-
⑤　後継者が農業をやってくれなければ貸したい	20.0	9.1	19.0	16.2
⑥　不明	20.0	-	14.3	10.8
問18　お宅の農業後継者は,				
①　現在すでに農業を継いでいる	20.0	36.4	14.3	21.6
②　いずれ継いでくれるので，心配していない	20.0	36.4	23.8	27.0
③　継いでくれそうもないので心配だ	20.0	18.2	19.0	18.9
④　農業は継いでほしくない	-	-	9.5	5.4
⑤　農業後継者はいない	-	9.1	9.5	8.1
⑥　その他	-	-	9.5	5.4
⑦　不明	40.0	-	14.3	13.5
問19　郡府地区の農業の将来の姿（理想像，1つ）				
①　大規模農業経営をやるようにしたら良い	60.0	-	4.8	10.8
②　若い人は勤め，老人だけで農業をやる	-	9.1	-	2.7
③　兼業農家として米と自家野菜を片手間につくる	-	9.1	14.3	10.8
④　都市化を進め，農地を少なくする	-	-	-	-
⑤　農協へ一括預託する	-	18.2	-	5.4
⑥　農業法人を組織化し，安心して委託できるようにする	-	-	19.0	10.8
⑦　今のままで十分だと思う	20.0	45.5	42.9	40.5
⑧　その他	-	18.2	4.8	8.1
⑨　不明	20.0	-	14.3	10.8

が1/3をしめている。

〔問8－2〕ある場合の作目……「柿」はⅠ—Ⅲとも100%であり，この他に「施設野菜」がⅠとⅡに，「ささげ」がⅠに，「その他」がⅡにみられる。

〔問9〕　今後5年間に拡大したい作目……「ある」はⅠに多く，Ⅱに少なく，Ⅲでは皆無である。

〔問9－2〕ある場合の作目……「柿」がⅠ（60.0%）とⅡ（27.3%）にみられ，「無回答」がⅠ（40.0%）とⅡ（72.7%）に多い。

〔問11〕　所有する農業機械……稲作用機械がⅠに多い点と，ＳＳがⅠ，Ⅱに多いのが特徴である。

〔問12〕　郡府稲作営農組合，郡府ＳＳ組合への作業委託（利用）……前者についてはⅡ，Ⅲのみが委託を行っている。後者についてはⅠ（40.0%）とⅢ（52.4%）で利用率が高く，Ⅱ（27.3%）では低い。

〔問13〕　経営耕地規模……Ⅰ，Ⅱはそれぞれ110ａ，90ａ以上に固まっているが，Ⅲは広く分散している。

3　農地賃貸借の現状と将来——アンケート調査と聞きとり調査より——

(1)　農地賃貸借の定量

聞きとり調査結果をもとに農地賃貸借を総括したのが，表4である。農家類型別に1戸あたり平均をみると，第Ⅰ類型は自作地127.0ａ，借地 81.6ａ，経営耕地208.6ａ（貸付け21.8ａ）となっている。第Ⅱ類型は，自作地105.9ａ，借地16.9ａ，経営耕地122.8ａ（貸付けなし），第Ⅲ類型は自作地52.9ａ，借地5.4ａ，経営耕地58.3ａ（貸付け18.6ａ）である。

表 4　農地賃貸借の総括表　　（単位：a）

農家番号	自作地	借地（うち）	利用権	貸付地	経営耕地
1	188	212	30	不	400
2	133	80	-	66	213
3	135	47	14	-	182
4	90	40	24	-	130
5	89	29	29	43	(118)
計	635	408	97	109	1043
平均	127.0	81.6	19.4	21.8	208.6
8	100	46	-	-	146
14	95	71	-	-	166
9	108	24	-	-	132
10	123	18	18	-	141
15	120	-	-	-	120
17	105	-	-	-	105
11	100	-	-	-	100
20	107	17	-	-	124
21	116	-	-	-	116
12	103	10	10	-	113
13	88	-	-	-	88
計	1165	186	28	-	1351
平均	105.9	16.9	2.5	-	122.8
16	120	-	-	20	120
18	148	不	-	不	(148)
19	100	-	-	16	100
22	110	23	-	-	133
23	102	-	-	-	102
24	80	-	-	-	80
25	80	-	-	6	80
26	73	-	-	41	73
27	44	10	-	-	54
28	47	-	-	52	47
29	40	-	-	29	40
6	40	-	-	60	40
30	10	(36)	-	26	10
31	49	10	-	-	59
7	35	-	-	-	35
32	8	22	-	19	30
33	0	-	-	59	0
34	25	-	-	-	25
35	24	-	-	-	24
36	7	13	-	10	20
37	4	不	-	53	4
計	110	114	-	391	1224
平均	52.9	5.4	-	18.6	58.3
合計	2910	708	125	500	3618
平均	78.6	19.1	3.4	13.5	97.8

(2)　農地賃貸借の性格

まず法的性格を明らかにしよう。農用地利用増進法による利用権の設定は，これを「貸付」でみると，件数割合で18.2%，面積割合で20.3%（表 5 参照）にすぎない。この利用権の設定は，早いもので昭和60年 4 月から，期間 3 年ないしは10年で始まっている。また，これを「借入」でみると，件数は，7 件であり，集落外からの借入れが 3 件（うち樹園地 1 件30.0a，水田 2 件37.8a），集落内が 4 件(樹園地 1 件25.9a，水田 3 件57.3a）である。

残る81.2a の農地賃貸借は，個人相対および残存小作地である。

次に，貸し手と借り手の性格と土地利用を明らかにしよう。集落内の貸し手の実戸数は12戸である。これを農家類型別にみると，第 I 類型が 2 戸で，残り全てが第III類型である。この第 I 類型の貸付け 2 件は，残存小作地（土地利用は柿作）である。第III類型を含めて全体としては，「貸付」でみると「残存小作地・柿作」が面積割合で68.5%，「利用権設定・柿および水田，転作」が20.3%と圧倒的に残存小作地や柿作が多い（表 5 参照)。「借入」の側からこれをみても，「残存小作地・柿作」が面積割合で49.2%，「利用権設定・柿および水田，転作」は28.2%とやはり残存小作地や柿作が多い。

以上を要するに，表 4 において農地賃貸借が下(III)から上（I，II）へ向かう大きな流れが示されたが，これはこの農地賃貸借の近代的性格を示すとは断定できない。これは，戦後の農地改革をうけて旧小作農家が新しく農業専業層をぶ厚く形成し，ここへ残存小作地が集中する形で下から上への農地の流れが形成されたとみてよいであろう。また上層どうしの残存小作地の交叉は，昭和30年代末期の土地改良事業に伴う交換分合，精算・解消が行われ，上記の流れがより鮮明になったのである。

アンケート調査でも，以上の点は明瞭である。すなわち，

〔問14—2〕農地貸付けの理由（2つまで）……「その他（残存小作地)」が I で100%，III で66.7%と多い。また農地賃貸借に関連して，

〔問15〕　農地所有の意味……I では「農業生産に重要で，有効に使う」(60.0%)が多く，II，III では「先祖から受けつぎ，子孫に引き継ぐ」がそれぞれ72.7%，66.7%と多い。特に II は，農業所得が I 並みであるにもかかわらず，土地所

表5　農地賃貸借の性格　（単位：件，a，%）

借入						貸付					
類型	性格	土地利用	件数	面積	割合	類型	性格	土地利用	件数	面積	割合
I	残存小作地	柿	6	113	50.0	I	残存小作地	柿	2	49	100.0
	利用権	柿	1	30	13.3		計		2	49	100.0
	〃	水田	3	67	29.6	III	残存小作地	柿	13	232	64.3
	不明	苺敷地	1	16	7.1		利用権	柿	1	29	8.0
	計		11	226	100.0		〃	水田	3	54	15.0
II	残存小作地	柿	5	63	33.9		不明	柿	1	9	2.5
	利用権	水田	3	54	29.0		〃	不明	1	17	4.7
	不明	柿	2	55	29.6		〃	施設用地	1	20	5.5
	不明	不明	2	14	7.5		計		20	361	100.0
	計		12	186	100.0	計	残存小作地	柿	15	281	68.5
III	残存小作地	柿	7	87	70.7		利用権	柿	1	29	7.1
	その他	柿	1	36	29.3		〃	水田	3	54	13.2
	計		8	123	100.0		不明	柿	1	9	2.2
計	残存小作地	柿	18	263	49.2		〃	不明	1	17	4.1
	利用権	柿	1	30	5.6		〃	施設用地	1	20	4.9
	〃	水田	6	121	22.6		計		22	410	100.0
	その他	柿	1	36	6.7						
	不明	柿	2	14	2.6						
	不明	不明他	3	71	13.3						
	計		31	535	100.0						

有の意味はIIIに近く，この類型の中間性を象徴している。

〔問16〕　農用地利用増進事業，農地銀行について聞いたことは……「ある」はI，IIに8割以上と多いが，IIIでは「ない」の方が多い。

〔問17〕　将来の農地貸付け……「全然ない」がI—IIIとも第1位をしめ，「老齢になったら耕作できる以外貸したい」がIIとIIIに，「後継者が農業をやってくれなければ貸したい」がI，III(約2割）とII（約1割）と続いている。

4　農家の将来志向

〔問5〕　将来（10年後）誰が農業をやるか……Iでは，「家族全員」（60.0%）が圧倒的に多いが，IIとIIIでは「老人」や「婦人」が多い。また「ほとんど貸す」はIIに少なく（9.1%），「営農組合にまかせる」はない。

〔問6〕　将来の農業所得目標……現状に比べ，I，IIIとも1ランク上昇している。下層においても農業所得への期待がなお高いのが特徴的である。

〔問10〕　将来の農業志向……Iでは，「規模改善等で農業所得を改善する」（60.0%）が第1位であるが，II，IIIでは「現状維持」が圧倒的に多い（それぞれ81.8%，81.0%）。

〔問10—1〕農業所得を増やす方法（2つまで）……Iでは，「農地を借りて」が100%である。

〔問10—2〕農業所得拡大の障害（2つまで）……「資金不足」「労働力不足」「農地が簡単に借りたり購入できない」が1/3，「その他」が2/3となっている。

〔問10—3〕規模縮小や農業廃止の理由（2つまで）……Iは該当なし，II，IIIでは「農政がはっきりしなくて先行きに希望がもてない」「農業以外の方が所得が多い」等があげられている。

〔問18〕　農業後継者……「現在すでに継いでいる」がI—II—IIIの順に多く，「いずれ継いでくれるので心配していない」と「継いでくれそうもないので心配だ」がI—IIIとも2割前後と多

い。この他，「継いでほしくない」がIIIに，「いない」がIIとIIIにみられる。

〔問19〕　郡府地区の農業（理想像）……Iでは，「大規模農業経営」に集中しているが，II，IIIでは単純ではない。すなわち「今のままで十分」がそれぞれ45.5%，42.9%と半数近く，次いでIIでは「農協へ一括預託」と「その他」（ともに18.2%），IIIでは「農業法人化」「米と自給野菜を片手間に」「その他」（ともに14.3%）と続いている。

考　　察

1　農地の流動化を阻むもの

第III類型の農地流動化を阻害しているものの1つは，柿の所得形成力である。本巣農業改良普及所資料[注1)]によれば，10aあたり柿経営収支は，次のとおりである。生産量2330kg，粗収益537千円，経営費270千円，農業所得267千円（所得率49.8%），投下労働時間92時間である。また昭和62年度の中核農家の標準経営[注2)]では，粗収益423千円，経営費169千円，農業所得254千円（所得率60.0%）といずれも25万円前後の農業所得が試算されている。しかし我々の聞きとり調査の1例（第II類型の平均的経営，昭和62年度）では，粗収益281千円（農協からの振り込み額），経費（農協分）70千円，差し引き211千円である。ここから農協分以外の経営費（剪定・防除委託費，農機具償却費等）を差し引くと約15万円前後と推計される。このように少なく見積って10aあたり15万円，40—50aで60—75万円と相当大きな所得額を形成する。いわんや1haクラスの兼業経営では200万円前後の所得額となり（前述の問3参照），農外就業がよほど安定するか，農外就業がよほど多忙で，農業就業の可能性や農業所得の必要性がなくならない限り，この大きな柿所得を手離せない。

今1つ農地の流動化を阻むものは，地価の重圧（高騰）である。それは2つの要素からなっている。

1つは，戦前の地主—小作関係が強かった当地区では，利用権の設定によっても「耕作権の発生」を恐れる気分が非常に強い。これについては，「法律よりも地元での，集落での合意」ということで，集落レベルでの「利用権の確認」または「耕作権の発生しない農地のたのみ方」（前述，問19の農業法人化，集落農場化等）が今後の課題である。

2つは，押しよせる地価の高騰である。集落の北端，舟来山にゴルフ場建設が具体化し，すでに用地買収が始まっている。これに伴い道路整備や環境変化による地価上昇が確実に予想される。さらに集落中央を東西に走る県道168号（屋井黒野線）の北側に25m道路が計画されており，これによって岐阜市に隣接する当地域の土地利用計画の見直しも必至となる。すでに当地域より南へ約5km（車で5～6分）の北方町芝原地区ではミニ住宅団地の開発により坪35万円前後の住宅地価が形成されている。

注1）本巣農業改良普及所：昭和61年度普及指導計画書——農業経営改善モデル——：1986.

注2）本巣農業改良普及所資料による。

2　土地利用，ＳＳ組合，農協共販をめぐって——柿作農業再編の課題と方向——

表6は，果色向上の3本柱の技術対策が，農家レベルでどのように実現されているかを聞きとり調査の中で明らかにしたものである。当集落では，ごく一部を除いて全類型とも技術改善の新基準に則っている。ただし第III類型の下層では，聞きとり調査でヒヤリングが成立しなかった，すなわち農家が10aあたりいくらと正確に答えられなかったことにも注目したい。これは，この集落が糸貫町を代表する柿集落であり，集落役員（柿生産組合，柿推進委員，柿青年部等々）をはじめ集落構成員の意識が高く，行政・普及，農協等の指導もよく浸透している結果でもある。さらに第III類型の農家は，剪定や防除をＳＳ組合や農協（実際の作業は，柿推進委員，青年部メンバー等）に委託していることもこの技術浸透の一因である。そこでこれらの作業の担い手であるＳＳ組合，柿推進委員，柿青年部等の関係を整理し，その担い手形成水準と今後の方向を明らかにしたい。

①ＳＳ組合……昭和39年に第1次農業構造改善事業によって発足した機械の共同利用組織である。実際の作業は，オペレーター4名を選出し実施している。利用者は，ＳＳ走行距離あたりの料金（10aあたり約3万3,000円）で利用料を支払い，オペレーターには出役日数に応じて，規定の賃金を支払っている。オ

ペレーターの経営類型は，第Ⅰ類型２名，第Ⅱ類型２名である。またＳＳ組合は，農協（共販・共計）との関係が強く，ほぼ全員が農協共販利用者で構成されている。

②柿推進委員会……糸貫町柿振興会のもとで柿栽培の技術問題を担当する部会（30名からなる任意組合）であり，これが柿の圃場検査の検査員を兼ねている。圃場検査とは，農協の大型共選場への持ち込みの前提として，剪定，摘蕾・摘果，総合の３段階について圃場での検査の仕組みを作り，それぞれの時期に実施される検査員３名による集団的検査をパスしたものだけが共選場への持ち込みが許可されるものである。郡府集落では，５名の推進委員を擁している。経営類型別には，第Ⅰ類型３名，第Ⅱ類型２名であり，さきのオペレーター１名が入っている。

③柿青年部……40歳未満の柿専業青年からなる部会であり，町全体で約20名である。郡府集落では１名（第Ⅰ類型，ＳＳ組合オペレーター）である。

以上のように，この三者は密接に関連し合いながらＳＳ稼動，柿振興の中心的担い手となっている。しかし，土地利用（農地賃貸借，面的土地利用）や経営規模で課題を残しているのも事実である。

次は，そこでの土地利用と農協共販との関係である。

郡府集落37戸のうち，農協共販不参加者は７戸（18.9%）である。これは性格的に２つのグループに分かれる。１つは，類型的にはⅠ，Ⅱ，Ⅲそれぞれに１戸，計３戸であるが，いずれも１ha以上の柿作規模をもち，１戸は株式会社に結集する大規模柿借地経営，残る２戸はそれぞれ自家で小型選果機を持ち，名古屋市場や地元市場（商系）に個人出荷する中規模経営である。今１つのグループは，第Ⅲ類型の下層に属する零細柿経営（４戸，７—35ａ）である。

この農協共販（不参加者）について考えることは，次の２点からして重要である。

表６　技術指標（10ａあたり）　（単位：kg，本，個）

経営類型	農家番号	窒素肥料	植栽本数	着果数
Ⅰ	1			
	2	20—21	33	10,000(8,000)
	3			
	4		50～80	8,000～10,000
	5			
Ⅱ	8			
	14	17	35	10,000
	9	10		
	10		30	6,000～
	15			
	17	15	35	10,000
	11			
	20	20	35	10,000
	21		40	
	12	18	50	10,000
	13	25	40	7,500
Ⅲ	16		40	6,000
	18			
	19		60	
	22		35～36	
	23	15	31	7,040
	24	15	30～75	
	25			
	26	14	35	8,000
	27	22	55	
	28	20	30	9,000
	29	10	40	9,000
	6			
	30			
	31			
	7			
	32			
	33			
	34			
	35		50～100	
	36			
	37			
新基準		17	33～40	8,000～10,000(大玉で8,000)
		10～25	28～60	8,000～12,000
1984年まで		25～30	60	12,000～15,000

表 7　類型別土地利用　　（単位：戸，a，%）

経営類型	系統利用		非系統		計		SS組合利用	
	戸数	面積	戸数	面積	戸数	面積	面積	利用率
		ア				a	b	b/a
I	4	510	1	400	5	910	213	23.4
		イ				26.1	13.5	
II	10	1,161	1	140	11	1,301	737	56.6
						37.3	46.6	
III	16	1,052	5	228	21	1,280	630	49.2
						36.7	39.9	
計	30	2,723	7	768	37	3,491	1,580	45.3
	81.1	78.0	18.9	22.0	100.0	100.0	100.0	

ウ
630　SS組合受託面積
エ
82　オペレーター個人受託面積
ア～エの合計2,383a は，総面積3,491 a の68.3%にあたる

第1に，農協共販の根幹にかかわる問題である。

農協共販の前提は，(i)比較的中・小規模のほぼ均質な生産者の生産物を，(ii)大量に集積し，大市場に出荷することによって流通コストを削減し，(iii)大市場での高値安定(銘柄化)を確立する，ことであった。農協共販不参加の第1グループの発生は，これらの前提やそれに伴う大型共販・共選の運営についてこれなかったことからくるものである。ところで旧産地岐阜県の柿作の実態は，これらの条件それ自体の検討を余儀なくさせている。すわなち，(i)都市化・兼業化による農家経営の均質性の崩壊，(ii)市場ニーズの変化（特選品志向，大量の統一ブランドから少量の特選ブランド化等,)等々である。ということは，系統共販と非系統との垣根は基本的に取り除かれており，両者は今日，共通の土俵の上にのぼっている。

さらに農協共販不参加の第2のグループは，主として系統共販の「厳しさ」（出荷時間，圃場検査等の品質・技術の対応）についていけず離脱したケースが多い。ところで系統共販参加の第III類型も今日，同様の問題を抱えている。すなわち表7に示すとおり，昭和62年度実績で12戸，630 a（第III類型全体にしめる

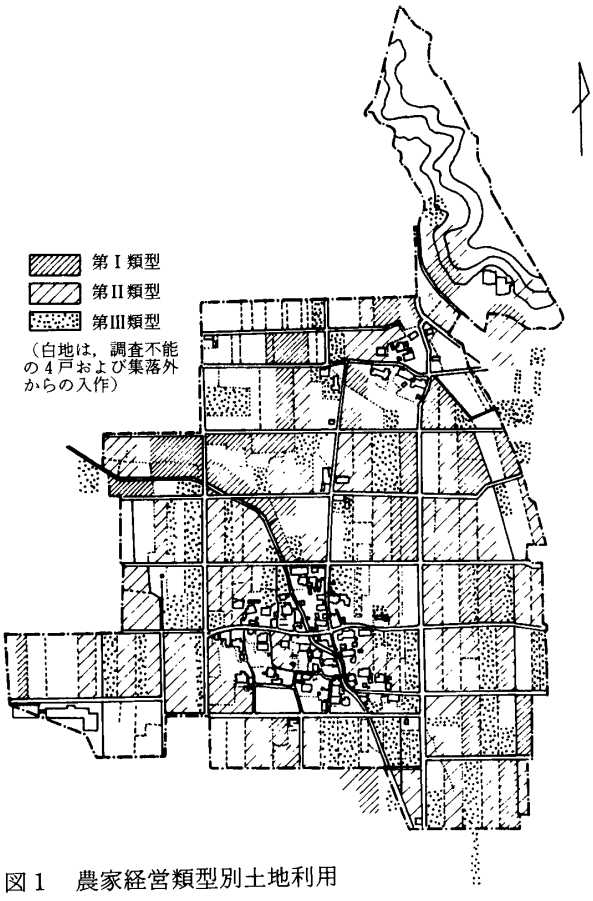

図1　農家経営類型別土地利用

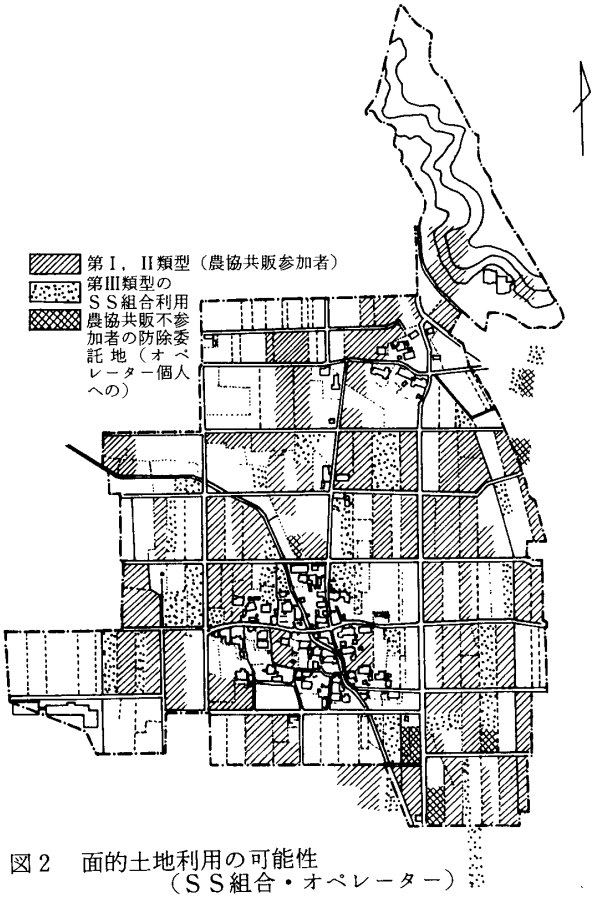

図2　面的土地利用の可能性（SS組合・オペレーター）

戸数，面積割合はそれぞれ75.0%，59.9%）でＳＳ組合に防除を委ねており，そのうち4戸，219ａ（同じく19.0%，17.1%）は剪定も委託に出すなど，労働力の空洞化，品質・技術面での外部依存が強まっている。以上のように，上層・下層とも今日，共通の土俵の上で柿のマーケティングを考える条件が形成されている。

第2に，集落全戸を対象とした土地利用や農業の組織化（農協預託，集落農場制，集落農業法人化等）の可能性である。

すでに農協共販不参加者も（ＳＳ組合に参加していないので，組合にではなく）オペレーター個人に防除を委託している。すなわち5戸，228ａのうち，3戸82ａであり，戸数・面積割合でそれぞれ60.0%，36.0%という大きさである(表7参照)。こうしてＳＳ組合の作業実施面積割合は，現状では45.3%であるが，もしさしあたり系統利用の上層（第Ⅰ，第Ⅱ類型）の全経営耕地をＳＳ組合ないしはそれが発展的に解消された組織に委ね，かつ現状の防除受託を引き継ぐならば集落の全耕地の68.3%の防除を担当できる。残りは，農協共販不参加の第1グループと第Ⅲ類型の個人防除であるが，とくに後者はいずれ防除委託に出る可能性が高く，また将来的には前者を含めた集落農業の組織化が可能でもあり，また必要でもあろう。すなわち45.3%→68.3%→81.4%→100.0%という集積率となるのである。

以上を土地利用の上から確認すると，図1のとおりである。すなわち15ａを基本とする土地改良事業をうけて，第Ⅰ，第Ⅱ類型の経営耕地は，概ね15ａを単位とする園地の団地化が進んでいる。ただし第Ⅲ類型の場合，経営規模が小さくなるにつれ1団地の規模も小さい。図2は，農協共販参加の第Ⅰ，第Ⅱ類型の経営耕地と，第Ⅲ類型からの防除委託地をあわせ示したものである。このように土地利用の面的集積の高い可能性が明らかである。

参　考　文　献

1）村田逆文：“法人による柿専作経営”，岐阜県農業会議“大型経営実態調査結果”：81-91，1985.
2）村田逆文：“果樹専業経営が生まれるまで”，岐阜県農業会議“大型経営実態調査結果（Ⅱ）”：56-70，1987.